

## 資料提供

令和5年7月28日



担当課	企業総務課
担当者	森・合川・濱本
電話	(073) 435-1124
内線	3309・3337・3338

## 企業局職員の処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

### 1 職員について

#### <被処分者>

企業局 水道工務部 班長職 53歳 男性

#### <処分内容>

戒告

#### <事案の概要>

職員は、令和5年5月13日（土）午前3時30分頃、公務外において自身が運転する自家用車で湯浅御坊道路下り車線を走行した際、自動速度違反取締装置により速度超過を感知され、同年5月20日（土）に和歌山県警察から出頭するよう連絡があり、同日出頭したところ、58 km/hの速度超過を告げられた。同年6月14日（水）に和歌山県交通センターで意見の聴取が行われ、交通違反による累積点数が12点（前歴0回）となり、運転免許停止の行政処分の基準に該当することとなったものである。

職員が速度超過違反を起こしたことは、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない行為であり、市職員全体の信用を著しく失墜させたものである。

よって、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反に該当し、同法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由により処分を行うものである。

### 2 その他の処分について

当該職員に対する管理監督責任として、課長を嚴重注意とした。